

別紙

○農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行																																											
第1～第22（略）		第1～第22（略）																																											
第23 関係書類の保管 1 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号別紙7の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。  2（略）		第23 関係書類の保管 1 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号別紙8の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。  2（略）																																											
第24（略）		第24（略）																																											
第25 間接交付対象事業の交付の際付すべき条件 1 都道府県及び市町村は間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第8、第9、第11から第13、第15、第17、第18、第20、第22から第24までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。 （1）～（3）（略） （4）取得財産等のうち第2号に定めるものについて、第2号に定める期間中、別記様式第6号別紙7の財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。  2～7（略）		第25 間接交付対象事業の交付の際付すべき条件 1 都道府県及び市町村は間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第8、第9、第11から第13、第15、第17、第18、第20、第22から第24までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。 （1）～（3）（略） （4）取得財産等のうち第2号に定めるものについて、第2号に定める期間中、別記様式第6号別紙8の財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。  2～7（略）																																											
（別表） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">交付対象事業</th> <th rowspan="2">国費率</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>事業名</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施要綱第2の1の(2)の①のイの(ア)森林整備事業</td> <td rowspan="2">林道点検診断・保全整備事業</td> <td>（国の国費率）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 都道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、共生環境整備事業における林道整備</td> <td> <u>1 施設集約化（撤去）について</u>  <u>事業費の3/10</u>  <u>2 1以外の事業について</u>  <u>事業費の1/2</u> </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>（都道府県の交付率）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		交付対象事業		国費率	摘要	事業名	区分	（略）	（略）	（略）		実施要綱第2の1の(2)の①のイの(ア)森林整備事業	林道点検診断・保全整備事業	（国の国費率）		1 都道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、共生環境整備事業における林道整備	<u>1 施設集約化（撤去）について</u> <u>事業費の3/10</u> <u>2 1以外の事業について</u> <u>事業費の1/2</u>				（都道府県の交付率）		（別表） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">交付対象事業</th> <th rowspan="2">国費率</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>事業名</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施要綱第2の1の(2)の①のイの(ア)森林整備事業</td> <td rowspan="2">林道点検診断・保全整備事業</td> <td>（国の国費率）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 都道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、共生環境整備事業における林道整備</td> <td> <u>事業費の1/2</u> </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>（都道府県の交付率）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		交付対象事業		国費率	摘要	事業名	区分	（略）	（略）	（略）		実施要綱第2の1の(2)の①のイの(ア)森林整備事業	林道点検診断・保全整備事業	（国の国費率）		1 都道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、共生環境整備事業における林道整備	<u>事業費の1/2</u>				（都道府県の交付率）	
交付対象事業		国費率	摘要																																										
事業名	区分																																												
（略）	（略）	（略）																																											
実施要綱第2の1の(2)の①のイの(ア)森林整備事業	林道点検診断・保全整備事業	（国の国費率）																																											
1 都道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、共生環境整備事業における林道整備		<u>1 施設集約化（撤去）について</u> <u>事業費の3/10</u> <u>2 1以外の事業について</u> <u>事業費の1/2</u>																																											
		（都道府県の交付率）																																											
交付対象事業		国費率	摘要																																										
事業名	区分																																												
（略）	（略）	（略）																																											
実施要綱第2の1の(2)の①のイの(ア)森林整備事業	林道点検診断・保全整備事業	（国の国費率）																																											
1 都道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、共生環境整備事業における林道整備		<u>事業費の1/2</u>																																											
		（都道府県の交付率）																																											

改正後			現行		
<p>(森林管理道開設及び森林空間総合整備事業の林道改良・舗装に限る。)、林道改良事業、フォレスト・コミュニティ総合整備事業における林道整備及び山のみち地域づくり交付金事業における林道整備を行うのに要する経費並びに都道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、共生環境整備事業における林道整備(森林管理道開設及び森林空間総合整備事業の林道改良・舗装に限る。)、林道改良事業、フォレスト・コミュニティ総合整備事業における林道整備及び山のみち地域づくり交付金事業における林道整備を行う者に対し、「国費率」欄の都道府県の交付率に掲げる率を超える交付率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事業推進に要する経費</p> <p>2 1以外の事業について、都道府県が事業を行うのに要する</p>	<p><u>1 施設集約化(撤去)について</u> 事業費の 3/10</p> <p><u>2 1以外の事業について</u> 事業費の 1/2</p>		<p>(森林管理道開設及び森林空間総合整備事業の林道改良・舗装に限る。)、林道改良事業、フォレスト・コミュニティ総合整備事業における林道整備及び山のみち地域づくり交付金事業における林道整備を行うのに要する経費並びに都道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、共生環境整備事業における林道整備(森林管理道開設及び森林空間総合整備事業の林道改良・舗装に限る。)、林道改良事業、フォレスト・コミュニティ総合整備事業における林道整備及び山のみち地域づくり交付金事業における林道整備を行う者に対し、「国費率」欄の都道府県の交付率に掲げる率を超える交付率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事業推進に要する経費</p> <p>2 1以外の事業について、都道府県が事業を行うのに要する</p>	<p><u>事業費の 1/2</u></p>	
	(略)	(略)		(略)	

改正後				現行			
経費並びに都道府県が事業を行う者に対し、「国費率」欄の都道府県の交付率に掲げる率を下らない交付率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事業推進に要する経費				経費並びに都道府県が事業を行う者に対し、「国費率」欄の都道府県の交付率に掲げる率を下らない交付率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事業推進に要する経費			
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
実施要綱第2の1の(2)の①のエの(ア)のa 海岸保全施設整備事業	高潮対策	(略)		実施要綱第2の1の(2)の①のエの(ア)のa 海岸保全施設整備事業	高潮対策	(略)	
	侵食対策	(略)			侵食対策	(略)	
	海岸耐震対策	(略)			海岸耐震対策	(略)	
	(削る。)	(削る。)			海岸堤防等老朽化対策	1 1/2 2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10 3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10 4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 5 1から4までの規定にかかわらず、機能の回復を行うものにあつては、1/2 6 都道府県が行う市町村等事業推進に要する経費については、1/2以内(漁港区域に係るものに限る)	
実施要綱第2の1の(2)の①のエの(ア)のb 津波・高潮危機管理対策事業		(略)		実施要綱第2の1の(2)の①のエの(ア)のb 津波・高潮危機管理対策事業		(略)	
実施要綱第2の1の(2)の①のエの(ア)のc 海岸環境整備事業		(略)		実施要綱第2の1の(2)の①のエの(ア)のc 海岸環境整備事業		(略)	
実施要綱第2の1の(2)の①のオの(ア)の盛	盛土による災	1/3		(新設)	(新設)	(新設)	

改 正 後				現 行			
土による災害防止のための調査事業	害防止のための調査事業						
実施要綱第2の1の(2)の①のオの(4)の盛土緊急対策事業	安全性把握調査	(略)		実施要綱第2の1の(2)の①のオの(7)の盛土緊急対策事業	安全性把握調査	(略)	
	盛土撤去事業又は盛土崩落対策事業	<u>1 1/2以内</u> <u>2 以下の全ての要件を満たすものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</u> <u>(1) 地下水又は降雨による水を含んだ盛土の重さにより崩落のおそれがあるもの</u> <u>(2) 盛土が崩落等することにより、公共の利害に密接な関連を有し、次のいずれかに被害を及ぼすと認められるもの</u> <u>ア 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道又はその他公共施設のうち重要なもの</u> <u>イ 官公署、学校、病院等の公共建築物又は鉱工業施設のうち重要なもの</u> <u>ウ 人家10戸以上</u> <u>エ 農地10ヘクタール以上（農地10ヘクタール以上の被害に相当すると認められるものを含む。）</u>			(新設)	(新設)	
実施要綱第2の1の(2)の②効果促進事業		(略)		実施要綱第2の1の(2)の②効果促進事業		(略)	
(備考1)・(備考2) (略)				(備考1)・(備考2) (略)			
別記様式第1号（第4関係）  年度農山漁村地域整備交付金交付申請書(内地・離島・奄美)				別記様式第1号（第4関係）  年度農山漁村地域整備交付金交付申請書(内地・離島・奄美)			
番 号 年 月 日				番 号 年 月 日			
農林水産大臣 殿 (地方農政局長 経由（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長 経由）)				農林水産大臣 殿 (地方農政局長 経由（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長 経由）)			

改 正 後	現 行																																																																																																																
<p>都道府県知事（又は市町村長） 氏 名</p> <p>年度において下記のとおり事業を実施したいので農山漁村地域整備交付金交付要綱第4により 円の交付を申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の目的  2 収支予算書（別紙1のとおり）  3 地区別経費の配分表（別紙2のとおり）  4 事業の完了予定年月日 年 月 日  5 添付書類 都道府県又は市町村の交付金の交付規程又は要綱  (注) 添付資料について、都道府県又は市町村のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL を記載することにより当該資料の添付を省略できる。</p> <p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">収 支 予 算 書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:10%;">本年度 事業費</th> <th style="width:10%;">本年度 交付額</th> <th style="width:10%;">都道府県費</th> <th style="width:10%;">市町村費</th> <th style="width:10%;">その他</th> <th style="width:10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農山漁村地域整備交付金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削る。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削る。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削る。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削る。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削る。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削る。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	本年度 事業費	本年度 交付額	都道府県費	市町村費	その他	備 考	農山漁村地域整備交付金							(削る。)							<p>都道府県知事（又は市町村長） 氏 名</p> <p>年度において下記のとおり事業を実施したいので農山漁村地域整備交付金交付要綱第4により 円の交付を申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の目的  2 収支予算書（別紙1のとおり）  3 地区別経費の配分表（別紙2のとおり）  4 事業の完了予定年月日 年 月 日  5 添付書類 都道府県又は市町村の交付金の交付規程又は要綱  (注) 添付資料について、都道府県又は市町村のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL を記載することにより当該資料の添付を省略できる。</p> <p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">収 支 予 算 書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:10%;">本年度 事業費</th> <th style="width:10%;">本年度 交付額</th> <th style="width:10%;">都道府県費</th> <th style="width:10%;">市町村費</th> <th style="width:10%;">その他</th> <th style="width:10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農山漁村地域整備交付金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>農業農村基盤整備事業</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>森林基盤整備事業</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>水産基盤整備事業</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>海岸保全施設整備事業</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>盛土緊急対策事業</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>効果促進事業</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	本年度 事業費	本年度 交付額	都道府県費	市町村費	その他	備 考	農山漁村地域整備交付金							<u>農業農村基盤整備事業</u>							<u>森林基盤整備事業</u>							<u>水産基盤整備事業</u>							<u>海岸保全施設整備事業</u>							<u>盛土緊急対策事業</u>							<u>効果促進事業</u>																																									
区 分	本年度 事業費	本年度 交付額	都道府県費	市町村費	その他	備 考																																																																																																											
農山漁村地域整備交付金																																																																																																																	
(削る。)																																																																																																																	
(削る。)																																																																																																																	
(削る。)																																																																																																																	
(削る。)																																																																																																																	
(削る。)																																																																																																																	
(削る。)																																																																																																																	
区 分	本年度 事業費	本年度 交付額	都道府県費	市町村費	その他	備 考																																																																																																											
農山漁村地域整備交付金																																																																																																																	
<u>農業農村基盤整備事業</u>																																																																																																																	
<u>森林基盤整備事業</u>																																																																																																																	
<u>水産基盤整備事業</u>																																																																																																																	
<u>海岸保全施設整備事業</u>																																																																																																																	
<u>盛土緊急対策事業</u>																																																																																																																	
<u>効果促進事業</u>																																																																																																																	

改 正 後

現 行

(削る。)

計

予算議決（又は予算議決予定） 年 月 日

予算議決（又は予算議決予定） 年 月 日

改正後

現行

別紙2 地区別経費の配分表

(単位：円)

計画名	地区	都道府県	地区名	関係市町村名	交付対象事業					法律・予算 の区分	事業実施時期	事業実施主体	総事業費 (A)	交付総額 算定額(算出) (B)	交付総額 算定基礎額 (C)=(A)×(B)	前年度までの 事業費 (D)	前年度までの 交付済みの総額 (E)	差額 (F)	本年度事業費 (G)	本年度交付総額 算定額(算出) (H)=(C)×(B)	本年度交付総額 算定基礎額 (I)=(H)×(F)	本年度 都道府県費	本年度 市町村民費	本年度 その他	翌年度以降 事業費 (J)=(A)-(C)-(G)	翌年度以降の付 添額算定基礎額 (K)=(C)-(E)-(I)	備考	
					事業名(1)	事業名(2)	区分(1)	区分(2)	重点事業																			
○○農山村地域整備計画	○○	○○県	△△地区	▲▲市	農業農村	農地整備	経営体育成型	2	②-1	○	法律補助	自治体	200,000,000	0.5%	110,000,000	-	-	-	100,000,000	55,000,000	55,000,000	30,000,000	-	15,000,000	100,000,000	55,000,000		
	小計		(別添)																									
	小計		(別添)																									
	小計		(別添)																									
	小計		(別添)																									
	合計(交付総額)		(別添)																									

(注) 1 関係市町村名欄には、地区名欄に記入した地区の属する市町村名を記入すること。  
 2 交付対象事業の事業名(1)欄には、農業農村整備型事業は「農業農村」、森林整備型事業は「森林」、水産整備型事業は「水産」、海岸保全施設整備型事業は「海岸」、緊急対応型事業は「緊急」、効果促進型事業は「効果促進」を記入すること。  
 3 交付対象事業の事業名(2)欄には、別表の交付対象事業の事業名欄の事業名( )部分を記入すること。  
 4 交付対象事業の区分欄(1)には、別表の交付対象事業の区分欄の事項を記入すること。  
 5 交付対象事業の区分欄(2)には、別表の国庫等欄の該当番号等を記入すること。なお、番号等で国庫率が特定できない場合は、適宜分かるよう記載すること。  
 6 交付対象事業の重点事業欄には、ホームページで公表する重点交付対象事業に該当する地区においては該当する事業番号を記入すること。  
 7 交付対象事業の重点事業欄のうち、流域治水対策型、重点交付対象事業のうち流域治水対策型に該当する地区においては「○」を記入すること。  
 8 法律・予算の区分欄には、国の負担又は補助の割合について、臨時の法令等に規定がある場合は、「法律補助」と記入し、それ以外は「予算補助」と記入すること。  
 9 差額欄には、前年度において第303のの規定を適用し調整した場合に、その差額を記入すること。  
 (別添.)  
 10 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「消費税額をそれぞれ記入すること」。  
 11 変更追加交付する場合で前年度までの申請地区の金額に修正がある場合は、前回申請額を上級経理書まで記入し、変更後申請額を下段に記入すること。

改正後

現行

別紙2 地区別経費の配分表

(単位：円)

計画名	地区名	関係市町村名	交付対象事業						法律・予算 の区分	事業実施時期	事業実施主体	経費算額 (A)	交付総額 算定率(B)	交付総額 算定額(C)=(A)×(B)	前年度までの 繰越額(D)	前年度までの 交付済額の合計(E)	差額(F)	本年度事業費 (G)	本年度交付総額 算定額(H)=(G)×(B)	本年度交付総額 算定額(I)=(H)+F	本年度 繰越前残費	本年度 市町村費	本年度 その他	前年度繰 (J)=(A)-(D)-(G)	前年度繰 交付済額の合計 (K)=(C)-(E)-(I)	備考
			事業名(1)	事業名(2)	区分(1)	区分(2)	重点事業	延滞未交付額																		
○○農山漁村地域整備計画	△△地区	▲▲市	101	農光関係	経営改善支援	2	◎-1)	○	法律補助	102-04	人口県	200,000,000	0.9%	1,800,000,000	-	-	-	100,000,000	900,000,000	900,000,000	20,000,000	-	15,000,000	100,000,000	95,000,000	
			小計																							
			小計																							
			小計																							
			小計																							
			小計																							
			小計																							
			合計(交付総額)																							
			△△農山漁村地域整備事業																							
			△△小規模集落整備事業																							
			△△漁業関係整備事業																							
			△△農産物加工振興事業																							
			△△農業機械整備事業																							

(注) 1 関係市町村名欄には、地区名欄に記入した地区の属する市町村名を記入すること。  
2 交付対象事業の事業名(1)欄には、農業農村整備型事業は111)、森林整備型事業は112)、水産整備型事業は113)、両岸保全施設型事業は114)、国土緊急対策事業は115)、効果促進事業は2と記入すること。  
3 交付対象事業の事業名(2)欄には、別表の交付対象事業の事業名欄(1)部分を記入すること。  
4 交付対象事業の区分欄(1)には、別表の交付対象事業の区分欄の事業を記入すること。  
5 交付対象事業の区分欄(2)には、別表の困難年層の該当番号等を記入すること。なお、番号等が困難年層の特定でない場合は、適宜分かつて記載すること。  
6 交付対象事業の重点事業欄には、市・区・町・村で実施する重点対象事業に該当する地区については該当する事業番号を記入すること。  
7 交付対象事業の重点事業欄の当該地区以外対象欄は、重点対象事業のうち延滞未交付額に該当する地区については○を記入すること。  
8 法律・予算の区分欄には、国の負担又は補助の割合について優待的法令等に規定のある場合は、「法律補助」と記入し、それ以外に予算補助と記入すること。  
9 差額の欄には、前年度において第3の3の規定を適用し、調整した場合に、その差額を記入すること。  
10 繰越前金額調整額等については、農林水産、漁業関係の当該事業種に記入すること。  
11 繰越額(1)は、消費税仕入控除額が超過した場合は当該繰越額(1)を、同額以上の場合は「超過額」を、同額がゼロの場合は「繰越額」をそれぞれ記入すること。  
12 実業補助交付する場合で前年度までの申請地区の金額に超過がある場合は、前年度申請時上付控除額を記入し、実業補助申請時下付控除額を記入すること。



改正後							現行							
(削る。)							整備事業							
(削る。)							盛土緊急対策事業							
(削る。)							効果促進事業							
							計							
別記様式第5号 (略)							別記様式第5号 (略)							
別記様式第6号 (第15第1項関係)							別記様式第6号 (第15第1項関係)							
年度農山漁村地域整備交付金実績報告書(内地・離島・奄美)							年度農山漁村地域整備交付金実績報告書(内地・離島・奄美)							
						番 号							番 号	
						年 月 日							年 月 日	
農林水産大臣 殿 (地方農政局長 経由(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由))							農林水産大臣 殿 (地方農政局長 経由(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由))							
						都道府県知事(又は市町村長) 氏 名							都道府県知事(又は市町村長) 氏 名	
年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があったこのことについて、下記のとおり事業を実施したので農山漁村地域整備交付金交付要綱第15第1項により報告する。 (なお、併せて精算額 円の交付を申請する。)							年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があったこのことについて、下記のとおり事業を実施したので農山漁村地域整備交付金交付要綱第15第1項により報告する。 (なお、併せて精算額 円の交付を申請する。)							
記							記							
1 事業の目的							1 事業の目的							
2 収支精算及び国庫補助金精算書(別紙4のとおり)							2 収支精算(別紙4及び5のとおり)							
3 事業の成果(別紙5及び6のとおり)							3 事業の成果(別紙6及び7のとおり)							
4 事業の完了年月日 年 月 日							4 事業の完了年月日 年 月 日							
5 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は交付金調書の写しのいずれかを添付すること。							5 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は交付金調書の写しのいずれかを添付すること。							

改正後

別紙4

収支精算及び国庫補助金精算書

区分	事業費	交付額	都道府県費	市町村費	その他	概算払受領額	差引交付額 未受領額 (返還)額	備考
農山漁村地域整備交付金	円	円						
(削る。)								
(削る。)								
(削る。)								
(削る。)								
(削る。)								
(削る。)								

(注) 1 予算額を上段( )書き、精算額を下段に記入すること (概算払受領額、差引交付額、未受領額及び(返還)額は下段のみ。)

(注) 2 間接補助事業者へ支出を完了した年月日は、別紙6地区別検査調書を参照

(削る。)

現行

別紙4

収支精算書

区分	事業費	交付額	都道府県費	市町村費	その他	備考
農山漁村地域整備交付金	円	円				
農業農村基盤整備事業						
森林基盤整備事業						
水産基盤整備事業						
海岸保全施設整備事業						
盛土緊急対策事業						
効果促進事業						
計						

(注) 1 予算額を上段( )書き、精算額を下段に記入すること

(注) 2 間接補助事業者へ支出を完了した年月日は、別紙7地区別検査調書を参照

別紙5 国庫補助金精算

区分	本年度 交付 決定額	本年度精算 事業費	精算 交付額	概算払 受領額	差引交付額 未受領 (返還)額	備考
農山漁村地域整備交付金						

改 正 後

現 行

<u>農業農村基盤整備事業</u>						
<u>森林基盤整備事業</u>						
<u>水産基盤整備事業</u>						
<u>海岸保全施設整備事業</u>						
<u>盛土緊急対策事業</u>						
<u>効果促進事業</u>						
<u>計</u>						





改正後	現行
<p data-bbox="114 225 293 256"><u>別紙6</u> (略)</p> <p data-bbox="114 293 293 325"><u>別紙7</u> (略)</p> <p data-bbox="114 362 501 394">別記様式第7号～第10号 (略)</p>	<p data-bbox="1133 225 1312 256"><u>別紙7</u> (略)</p> <p data-bbox="1133 293 1312 325"><u>別紙8</u> (略)</p> <p data-bbox="1133 362 1520 394">別記様式第7号～第10号 (略)</p>

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）第15第1項の規定により令和4年4月10日までに提出しなければならないとされている実績報告書の様式については、なお従前の例による。